



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年12月26日月曜日 第1722号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（愛南町）.....	1279
字の区域の変更（ " ）.....	1279
指定居宅支援事業者の指定.....	1279
解除予定保安林.....	1279
建設業者の許可の取消し.....	1279
土地収用法に基づく事業の認定.....	1280
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	1281
道路の区域変更（県道新居浜港線）.....	1282
道路の供用開始（県道才之原菊岡線）.....	1282
道路の区域変更（一般国道440号）.....	1282
道路の区域変更（一般国道197号）.....	1282
道路の区域変更（県道柳谷美川線）.....	1283
開発行為に関する工事の完了.....	1283
都市計画事業の認可.....	1283
道路の位置の指定.....	1283

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	1283
--------------------	------

公安委員会規則

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則.....	1284
特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則.....	1304

選挙管理委員会告示

解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1304
------------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第2215号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、愛南町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は愛南町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
愛南町防城成川70の3、71、78の2及び78の3の地先	961.59

○愛媛県告示第2216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、愛南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
防城成川	愛南町防城成川70の3、71、78の2及び78の3の地先	愛南町防城成川70の3、71、78の2及び78の3の地先公有水面埋立地	961.59

○愛媛県告示第2217号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300192131	社会福祉法人三恵会	新居浜市西の土居町2-8-12	太 田 恵理子	児童短期入所	児童短期入所事業所あゆみ苑	新居浜市西の土居町2-8-12	平成17年12月15日

○愛媛県告示第2218号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 解除予定保安林の所在場所

松山市畑里乙173の1、乙175の10

- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第2219号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 13) 第 11228号	平成13年 8月23日	松永設備	松永 郁雄	喜多郡内子町南山467	平成17年 11月2日	管工事業	建設業の廃止
(般 - 14) 第 11547号	平成14年 6月10日	白石総合建設(株)	白石 栄二	松山市森松町679	平成17年 11月11日	防水工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第 12157号	平成13年 1月5日	(株)承兵	片岡多賀志	松山市上伊台町乙198 - 1	平成17年 11月11日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 12) 第 3688号	平成12年 12月28日	愛媛緑化防災工業(株)	石橋 利彦	松山市東方町甲175	平成17年 11月15日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第 12492号	平成13年 12月13日	マサキ興発(有)	澤邊 輝男	伊予郡松前町大字浜52 8 - 2	平成17年 11月16日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 13) 第 11438号	平成14年 2月12日	(有)石崎	石崎 智揮	宇和島市野川甲1229	平成17年 11月21日	電気工事業	建設業の廃止
(特 - 13) 第 339号	平成13年 11月10日	(株)清水建設	清水 里香	西予市野村町惣川168	平成17年 11月22日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 13) 第 10296号	平成13年 10月19日	(株)公越	越智 昭三	松山市衣山 3 - 6 - 8	平成17年 11月24日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 13) 第 7603号	平成13年 5月7日	養徳産業(株)	岡田 健	今治市伯方町有津甲84 8	平成17年 11月25日	土木工事業 しゅんせつ工事業	建設業の廃止
(般 - 15) 第 15443号	平成15年 10月28日	(有)三共	西岡 武子	松山市南江戸 4 - 1116 - 2	平成17年 11月28日	塗装工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第2220号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
松山市
- 2 事業の種類
市道生石 212 号線改築工事（愛媛県松山市南吉田町地内）並びにこれに伴う県道交差点改良工事及び農業用水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県松山市南吉田町地内
 - (2) 使用の部分
愛媛県松山市南吉田町地内
- 4 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性
申請に係る事業は、愛媛県松山市南吉田町地内の県道松山空港線との接続点を起点とし、松山空港に隣接する市道生石 163 号線及び市道生石 205 号線を経由しながら南東へ向かい、市道生石 113 号線を経由して市道生石 212 号線と接続後、東進して同地内の県道伊予松山港線に接続する延長 916 m の区間（以下「本件区間」という。

）を全体計画区間とする「市道生石 212 号線改築工事並びにこれに伴う県道交差点改良工事及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）」である。

本件事業のうち、「市道生石 212 号線改築工事（以下「本体工事」という。）」は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、また、本体工事の施工により必要とされる県道交差点の改良工事は、同条第3号の都道府県道に関する事業であり、いずれも土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。さらに、本体工事等により遮断される農業用水路の付替工事については、土地収用法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性
市道生石 163 号線、市道生石 205 号線、市道生石 113 号線及び市道生石 212 号線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により松山市長が市道に認定した道路であり、松山市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である松山市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性
ア 得られる公共の利益
本件事業は、県道の交通渋滞を回避するために地域

内の各市道へ流入してくる交通量を安全かつ円滑に処理することを目的とし、片側歩道を有する幅員10mの線形良好な2車線道路を建設するものであり、松山空港周辺地域の環境整備を行う松山空港地域活性化基盤施設整備事業の一環として計画された事業である。

今回事業を行う愛媛県松山市南吉田町地域は、松山空港が存するとともに、重要港湾松山港に隣接し、工場、営業所、住家等が集中し、産業活動に伴う通過交通と地域内交通とが混在する地域である。これらの交通量が原因となって、地域内の幹線道路である県道伊予松山港線及び県道松山空港線が交差する南吉田交差点は、慢性的な交通渋滞が発生しており、その交通混雑を回避するため、地域内の各市道が利用されている状況である。

しかしながら、地域内の各市道は、いずれも幅員が約2～4mと狭小で車両同士のすれ違いが困難な上、住居等が連担しているにもかかわらず、歩車道の区別のない混合交通であることから、車両及び歩行者の安全かつ円滑な交通に支障を来している。中でも市道生石5号線及び市道生石115号線は、県道伊予松山港線から流入してくる交通量が特に多い路線であるため、朝夕のラッシュ時には交通渋滞が生じるなど、生活道路としての機能が著しく阻害されている。

本件事業の完成により、県道伊予松山港線及び県道松山空港線から発生する交通の円滑な分散導入が確保され、地域内の各市道の交通混雑の解消や安全性等の向上が図られるとともに、両県道の交通混雑の緩和や松山空港周辺地域の環境整備に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業が生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、工事の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械を使用し、騒音、振動を抑制する対策を講じているため、生活環境への影響は軽微である。また、本件事業の起業地及びその周辺は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）等に基づく自然環境保全地域に指定されていないため、自然環境への影響は軽微であると推測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、地域内の各市道の安全性等の向上を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第4種第2級の規格に基づき、2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートの選定に当たっては、北側ルート案、南側ルート案、現道利用ルート案（申請案）の3案について検討が行われている。申請案は、北側ルート案と比べ、支障物件が少なく、南側ルート案と比べ、漬地面積が少なく、残地の有効利用が容易であり、地域住民に与える影響が最も少ないこと、工事施工上、技術的に容易であること、3案中事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、県道から流入してくる交通量により、地域内の各市道の安全性等に支障を来している状況であり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 松山市役所

○愛媛県告示第2221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	西条市丹原町願連寺222番1地先から 同町池田1702番1地先まで	平成17年12月26日

○愛媛県告示第2222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目836番14から 同市本郷一丁目1903番7まで	旧	メートル 8.2～9.6	キロメートル 0.358	
			新	20.0～23.7	0.358	

○愛媛県告示第2223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町浜3201番4から 同町浜3152番2まで	平成17年12月26日

○愛媛県告示第2224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町柳井川字永野3456番2から 同字4234番まで	旧	メートル 6.0～39.0	キロメートル 0.311	
			新	6.0～39.0 6.8～52.0	0.311 0.249	

○愛媛県告示第2225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市松柏甲1番3から 同市松柏甲13番2まで	旧	メートル 8.8～10.5	キロメートル 0.039	
			新	8.8～17.5	0.039	

○愛媛県告示第2226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員数	延長	備考
県道	柳谷美川線	上浮穴郡久万高原町西谷字茗荷1658番3から同字1634番1まで	旧	メートル 9 2～16 6 3 8～10 4	キロメートル 0.040 0.060	
			新	9 2～16 6	0.040	

○愛媛県告示第2227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17四土（開）第20号 平成17年12月9日	四国中央市三島朝日一丁目字依木559番1、544番1、545番、546番及び546番地先農道並びに同市三島宮川二丁目字古池667番7及び667番8	四国中央市三島朝日一丁目1番30号 株式会社石松 代表取締役 竹本 哲也

○愛媛県告示第2228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、今治広域都市計画道路事業3・4・52高地延喜線（今治市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。
平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事業施行期間
平成12年10月13日から
平成19年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第2229号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成17年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予市下吾川字馬塚1183番1及び同地先水路
- 2 申請人の住所氏名
伊予市米湊834番地20
株式会社 亀岡 代表取締役 亀岡 英文
- 3 図面省略

監 査 公 表

○公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年12月26日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
保 健 福 祉 課	平成16年11月5日
子 育 て 支 援 課	平成16年11月10日

（監査の結果）

- 1 生活安定福祉基金における生活安定資金貸付金については、償還金未収入金の収入確保になお一層の努力が望まれる。
(保健福祉課)
- 2 児童扶養手当の返還金未収入金については、収入確保になお一層の努力が望まれる。
(子育て支援課)
- 3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。(収入未済額 105,840,710円(うち滞納繰越分92,547,318円))
なお、貸付の実行にあたっては、貸付金償還金为本特別会計における貸付金の財源であることを、資金借受者に十分説明するなど、収入未済額の発生を未然に防止する効果的な対策を講じられたい。
(子育て支援課)
- 4 母子寡婦福祉資金貸付金に係る違約金の不徴収の承認手続に留意を要するものが認められた。
(子育て支援課)

(措置の内容)

1 未収入金の収入確保については、市町村に対し、市町村担当者が借受人や連帯保証人を訪問し、生活状態等の確認や償還督促等を行い、その結果を県に報告するよう、また、行方不明者についても追跡調査を行うよう要請して債権回収等に努め、その結果、平成15年度末の未収入金21,708件72,129,630円のうち平成16年度は、548件1,918,790円を回収した。

今後とも借主の生活状況に応じた適切な償還指導により、収入の確保など債権の整理に努めたい。(保健福祉課)

2 児童扶養手当返還金については、過払金返納対象者に対して同手当の受給資格喪失等に伴う返還金が発生していることを市町村を通じて十分説明のうえ適期収入に努めている。前年度から滞納となっていた者については、督促状及び催告書の送付など納入指導に努めた結果32,041,270円のうち、1,085,820円が16年度内に返納された。

過払いによる返還金は、主に受給者の受給資格に関する届出遅滞により発生していることから、今後とも市町に対して、受給者に対する現況届や資格喪失届の提出指導、関係部門との連携及び関係公簿等の確認について周知徹底を図り、返還金発生 の未然防止に努めたい。(子育て支援課)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における貸付金償還金については、資金の貸付申請時において母子自立支援員による制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還開始直前には必要に応じて借受者に償還が始まる旨を連絡するなど、適期収入に努めた。滞納となった者については、督促状の発送、滞納状況に関する通知及び本人または保証人への電話、訪問を行うなど償還指導に努めた。その結果、前年度からの滞納分105,840,710円のうち、3,512,039円が16年度内に納入された。

貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借受者の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めたい。

また、償還金の返済方法は、これまで納入通知書による金融機関窓口での現金納入のみであったため、利便性確保及び適期収入を目的として、平成16年10月から新たに口座振替制度を導入し、仕事や育児負担をもつ借受者の負担軽減を図った。

なお、貸付実行に際しては、申請時における制度説明や無理のない償還計画に基づく適正な貸付額の設定、貸付決定時における保証人への貸付決定通知等により、収入未済の未然防止に努めたい。(子育て支援課)

4 災害その他やむを得ない理由により支払期日に償還金を支払うことが出来なかった借受者に対しては、違約金不徴収願の提出指導を行うなど違約金事務取扱要領に基づき適正な手続を行うこととしたい。(子育て支援課)

する。

第10条中「第22条第3項」を「第22条第5項」に改める。

様式第1号注1を削り、同様式注2を同様式注1とし、同様式注3を同様式注2とする。

(取消処分者講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 取消処分者講習の実施に関する規則(平成15年愛媛県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第5号本籍の項を削る。

(愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「の認定申請書」の下に「の様式」を加える。

様式第1号から様式第18号までを次のように改める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第12号

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正

様式第1号(第2条、第5条関係) 登録(登録更新)申請書

受理年月日	年 月 日
受理番号	
登録年月日	
登録番号	

登録(登録更新)申請書

第 2 項 の 規 定
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8
 第7項の規定において準用する同条第2

に よ り 登 録
 の申請をします。
 項の規定により登録更新

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所の所在地	電話() -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 財団法人 4 社団法人 5 その他()
(ふりがな) 代表者の氏名	印

登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日	登録
登録通知書に記載されている登録番号	第	号

(登録更新申請の場合のみ記載)

添付書類	[法人関係] 定款・寄付行為等 登記簿の謄本 役員の氏名及び住所を記載した名簿 欠格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2部以上) 事務所に係る資料	[各役員関係] 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書
------	--	---------------------------------------

注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号(第2条関係) 役員名簿

役員名簿

(ふりがな) 法人の名称		所在地			
番号	役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

- 注1 番号1の欄には、代表者を記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第2条関係) 誓約書

誓 約 書

当法人は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に愛媛県確認事務の委託の手續等に関する規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第6号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

㊟

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4号(第2条関係) 誓約書

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名)

㊞

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(第4条関係) 登録(登録更新)通知書

第 号

登録(登録更新)通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 殿

次のとおり登録簿に記載し、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8 第1項
第6項

に規定する登録
に規定する登録の更新
を行ったので通知します。

登録(登録更新)年月日	年 月 日(有効期限	年 月 日)
登録番号	第	号

(注:登録の更新は、有効期限の 月前から 月前までの間に申請してください。)

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

様式第7号(第4条関係) 登録(登録更新)申請に関する通知書

第 号

登録(登録更新)申請に関する通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8
 に規定する登録
 の申請については、次の理由により登録(登録更新)しないこと
 に規定する登録の更新
 としたので通知します。

理 由

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知っ
 た日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先	
〒790 8573	愛媛県松山市南堀端町2番地2 愛媛県警察本部交通部交通指導課 電話(089)-934-0110

様式第8号(第6条関係) 登録取消処分通知書

第 号

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代表者の氏名) 殿

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の10の規定により、登録(登録番号第 号)を次の理由により取り消したので通知します。

理 由

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛媛県公安委員会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による教示も併せて行うこと。

様式第9号(第7条関係) 駐車監視員資格者講習受講申込書
(表)

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
修了証明書交付年月日	年 月 日
修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 込 者	本 籍			
	住 所	〒 -		
		自宅電話	携帯電話	
	(ふりがな)		性 別	写 真
	氏 名		男・女	
生年月日	年 月 日生			
勤務先その他の連絡先	電話			

実 施	受講年月日	年 月 日	修了考査の結果	合 ・ 否
	(修了考査)	(年 月 日) から2日間		
	受講場所			
	受講番号			

- 注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏)

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

様式第10号（第8条関係） 駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 -		
		自宅電話	携帯電話	
	(ふりがな)			性別
	氏 名			男 ・ 女
	生年月日	年	月	日生
	勤 務 先	電話		
証 明 書	番 号			
	交付年月日			
再交付を申請する事由				

- 注 1 印の欄は、記入しないこと。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第11号（第9条、第10条、第11条関係） 駐車監視員資格者認定申請書

受理年月日	年 月 日
受理番号	
認定年月日	年 月 日
認定書番号	

駐車監視員資格者認定申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	〒 -		
		自宅電話	携帯電話	
	(ふりがな)			
	氏名		性別	男・女
生年月日	年 月 日生		写 真	
勤務先その他の連絡先	電話			

実施	認定審査日		認定審査の結果	合 ・ 否
	受検場所			
	受検番号			

- 注 1 印の欄は、記入しないこと。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのものとする。
 4 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第12号（第11条関係） 駐車監視員資格者認定申請に関する通知書

第 号

駐車監視員資格者認定申請に関する通知書

(住所)

(氏名)

殿

年 月 日付けの道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号口の規定による駐車監視員資格者認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

様式第13号（第12条関係） 駐車監視員資格者証交付申請書

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日
資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申請者	本籍			
	住所	〒 -		
		自宅電話	携帯電話	
	（ふりがな）		性	写 真
氏名		男・女		
生年月日	年 月 日生	別		
勤務先その他の連絡先	電話			
証明書	番号			
	交付年月日			

添付書類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚（うち1枚はり付け）
------	---

- 注1 印の欄は、記入しないこと。
 2 記入押印に代えて署名することができる。
 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 なお、添付する写真については、裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第14号（第12条関係） 誓約書

誓 約 書

私は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第2号イから八までに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- (1) 18歳未満の者
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第15号（第13条関係） 駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

(住所)

(氏名) 殿

年 月 日付けの道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の

13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

様式第16号（第14条関係） 駐車監視員資格者証書換え交付申請書

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 -		
	(ふりがな)	自宅電話		携帯電話
	氏 名	性 別	男・女	写 真
	生 年 月 日	年 月 日	日生	
勤務先その他の連絡先	電話			
資 格 者 証 書 番 号	資 格 者 証 番 号			
	交 付 年 月 日			
書換え交付を申請する事由				

- 注 1 印の欄は、記入しないこと。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 4 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第17号（第15条関係） 駐車監視員資格者証再交付申請書

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 -		
		自宅電話	携帯電話	
	(ふりがな)		性 別	男・女
	氏 名		④	
生年月日	年 月 日生	写 真		
勤務先その他の連絡先	電話			
資格者証番号				
交付年月日				
再交付を申請する事由				

- 注 1 印の欄は、記入しないこと。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
 4 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第18号（第16条関係） 駐車監視員資格者証返納命令書

第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

なお、この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日から6月以内に、愛媛県を取消訴訟の被告として提起することができます。

年 月 日

愛 媛 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒790 8573 愛媛県松山市南堀端町2番地2
愛媛県警察本部交通部交通指導課
電話(089)-934-0110

注 登録取消処分に係る聴聞の通知を行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による教示も併せて行うこと。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第1条の規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県公安委員会規則第13号

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年12月26日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条、第6条、第8条及び様式第1号中「通常講習」を「シニア運転者講習」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年12月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- | | | |
|---|--------------------|--------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数 | 20,006 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 6,669 |